

働き方改革の復習と 今後の法改正に向けての労務管理

開催日・場所

2023年11月21日(火) 大船渡商工会議所 1F 13:30~15:30

2019年の働き方改革関連法施行から4年半が経過しました。皆さんの職場で働き方改革は進んでいますか？「自社の進め方はこれでいいのかな？」「イマイチ難しいので内容をかみくだいて教えてもらいたい」「今後の法改正に早めに対応したい」「年収の壁”って何？対策の内容を知りたい」といったご要望にお応えします。

対象

総務・労務・人事のご担当者、働き方改革の復習をしたい方、自社の進め方があるかを確認したい方、今後の主な法改正について情報を知りたい方

【プログラム内容】(内容が変更になる場合があります)

1. 時間外労働の上限規制

ルールのおさらい／36協定届の書き方／時間外労働の管理をどうする？
／そもそも労働時間とは？／早出は労働時間？悩ましいケース3選
／時間外労働60時間超えの割増賃金の対象となる時間の計算の仕方

2. 年5日の年次有給休暇の取得義務付け

ルールのおさらい／対象者と取得期間／時季指定の意味とやり方
／計画的付与のススメ／法改正から4年経過でどうなった？最近の傾向

3. 同一労働同一賃金～不合理な待遇差の禁止

基本的な考え方とルールのおさらい／自社のルールを点検しよう
／名古屋自動車学校事件の最高裁判決から分かったこと
～判決のポイントと定年後と再雇用者への対応

4. 今後の主な法改正

①2024年4月～労働条件の明示の変更はこう変わる～無期雇用への転換

②2024年10月～社会保険の適用拡大：従業員51人以上の企業へ

③『年収の壁』とは何か？～対策パッケージ ①「社会保険適用促進手当」

②キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」、他

受講料

無料

定員

20名

※定員になり次第締め切ります

講師

大船渡社会保険労務士事務所
社会保険労務士

崎山 美智穂 氏



大船渡高校卒業後、㈱リクルートに入社。営業事務、経理業務などを担う。障害者を雇用する特例子会社では、障害者の労務管理や教育に従事。退職後、社労士事務所にて7年間勤務。2016年4月に開業。顧問先の様々な困りごとに丁寧かつ迅速に対応しながら、個人を強く、組織を強く、そして会社を強くするための施策提案を行っている。

主催

大船渡商工会議所

お問い合わせ

TEL0192-26-2141

お申込み

方法

下記必要事項にご記入頂き、

FAXにてお申込みください。

..... 下記事項にご記入頂き、切り取らずにそのまま [FAX 27-1010] にてお申込み下さい.....

<働き方改革の復習と今後の法改正に向けての労務管理>セミナー参加申込書

事業所名		電話		業種	
住所		FAX		従業員数	
参加者氏名①		参加者氏名②			
ご質問等					

お申込みいただいたお客様情報は、当セミナーの開催業務管理及び今後のセミナーの開催案内のみに利用させていただきます。